

# 議会運営委員会

令和6年12月13日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行      同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 齋藤委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、齋藤委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人には、よろしく願います。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和6年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。

各常任委員会等に付託されました町長提案の15議案のうち、議案第61号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定については、賛否の討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しております。他の14議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました議案第61号については、最終日の本会議で討論になると思っておりますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思っておりますがございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ、議案第61号以外の討論の予定はないというこ

とで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

追加日程1. 選挙第2号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙については、12月2日の全員協議会で、議長から希望者を確認していただき、希望者がひとりでしたので、指名推選とすることをご確認いただいております。

11月26日の当委員会で、本会議最終日に追加日程として選挙を実施することをご確認いただいておりますので、追加日程としてあげております。

追加日程2. 発議第3号 軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書については、委員会発議で意見書が提出されるものです。

次に、追加日程3. 議会運営委員会の先進地視察について、視察先の下承が得られましたので、日程表にあげております。

追加日程4. 研修会への参加派遣は、1月15日開催予定のドローンに関する「奈良県町村議会議長会 町村議会議員等研修会」について、参加派遣計画書にあげております。

なお、本研修会は、本会議初日に参加希望者を確認したところ、2人の枠のところ、5人の希望者がいらっしゃいました。そのため、事務局から県議長会へ問い合わせたところ、各議会からの希望人数が少なく空き枠が生じた場合は、参加者を増やすことができる可能性もあるとのことでした。

追加できる場合は、最終日の全員協議会で追加の参加者の確認をお願いしたいと思いますので、議長には、よろしく願いいたします。

このほかに、議員提案を予定されている案件はございませんでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、議員提案の予定は、現時点ではこの4件以外にはないと確認をしておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく申し上げます。

(1) 令和6年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。次に、(2) 次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、次期定例会の日程案についてご説明をさせていただきます。お手元の日程表(案)をご覧ください。

2月28日(金)を初日とし、3月25日(火)を最終日とする、会期26日間の案をお示ししております。

まず、3月1日が土曜日、2日が日曜日のため、2月28日(金)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月1日(土)から4日(火)は休会、5日(水)は一般質問1日目、6日(木)は一般質問2日目です。議員より、一般質問と予算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけてほしいというご意見をいただいておりますが、保育所の卒園式が26日の予定であり、最終日をこれ以上遅らせますと議会だよりの発行作業が日程的に厳しい状況となるため、あけておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

7日(金)に予算審査特別委員会の1日目、8日(土)9日(日)は休会、10日(月)は予算審査特別委員会の2日目、11日(火)は予算審査特別委員会の3日目、12日(水)は休会、13日(木)は建設水道常任委員会、14日(金)は厚生常任委員会、15日(土)16日(日)は休会、17日(月)は総務常任委員会、18日(火)は休会、19日(水)は議会運営委員会、そして20日(木・祝)から24日(月)までは休会とし、25日(火)

を最終日とする、会期26日間の案です。

また、3月14日は中学校の卒業式が行われます。仮に、例年と同様の形態としましても、町長は卒業式に出席されますので、委員会の開会時間を午後1時30分からとしております。

以上、次期定例会の日程についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、3月定例会の日程は、お手元の日程案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認しておきます。

次に、(3)斑鳩町行政組織の見直しに伴う議会での対応についてを議題とします。

このことについて、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、斑鳩町行政組織の見直しに伴う議会での対応について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

現在、各常任委員会の所管については、総務常任委員会が、総務部、会計室及び教育委員会の所管に関する事務、建設水道常任委員会が都市建設部の所管に関する事務、厚生常任委員会が住民生活部の所管に関する事務となっております。

今回、議案となっております斑鳩町行政組織条例が改正されますと、総務常任委員会で、新たに所管となる事務は、文化振興や文化振興センターに関する事務となります。また、他の所管に移管される事務は、文化財の保護に関する事務と交通安全対策に関する事務となります。

次に、建設水道常任委員会では、新たに所管となる事務が、文化財の保護に関する事務と交通安全対策に関する事務となります。また、他の所管等となる事務については、文化振興や文化振興センターに関する事務となります。なお、水道事業については、奈良県広域水道企業団が設立され、移管されることとなります。まお、水道事業が広域化されることに伴い、建設水道常任委員会の名称変更が必要となります。委員会の名称については、前回の当委員会でご確認いただいたとおり、本会議初日の全員協議会で、議長より、委員会条例の改正に伴う新しい名称に意見等がある議員は、12日までに事務局に伝えていただくようお願いしていただいておりますが、意見等はございませんでした。

本日、建設水道常任委員会の名称変更について協議、決定していただき、2月の当委員会で委員会条例の改正案を取りまとめ、3月議会に上程するというスケジュールを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、厚生常任委員会については、組織及び所管事務の見直しはございません。

以上が行政組織を見直した場合の各常任委員会の所管（案）となりますので、ご確認をお願いします。

次に、2. 各常任委員会の継続調査事件についてであります。

関係条例が可決され、各常任委員会の所管となる事務が変更となった場合、常任委員会の継続調査事件の見直しが必要となります。継続調査事件の見直しについては、各常任委員会で審議、決定することについての確認をお願いしたいと思います。

以上、斑鳩町行政組織の見直しに伴う議会での対応についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、行政組織見直しに伴い、委員会

の所管事務が変更となります。このため、各常任委員会の所管（案）を確認し、本日「建設水道常任委員会の名称」を決定するとともに、各委員会の継続調査事件の見直しについては、各常任委員会でご審議いただくことについて、確認してほしいとのことでした。

このことについて、質疑・ご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 委員会の名称、ここで決定しますのんか。

委員長 前回確認させていただいたと思うんですけども、以前にも常任委員会の名称を変更した際には、議会運営委員会で確認をさせていただいております。

嶋田委員 建設水道常任委員会での意向というのんは、聞いておられるんですか。

委員長 先ほど局長からも説明いただきましたように、初日の全員協議会で議長の方から全議員に諮っていただいておりますので、その点はクリアしていると思っております。

ほかにございませんか。 中川議長。

議長 水道があったから建設水道常任委員会やったけど、水道がなくなるから、総務常任委員会、厚生常任委員会、建設常任委員会で、きれいに数も合うし、水道が抜けたから水道だけ取ったらどうですもんやろ。

委員長 ただいま、議長からそういうご提案いただきましたけども、他の委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 私は都市建設常任委員会にしたほうがいいんじゃないのかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 私も水道を抜いて、建設常任委員会、議長と同じなんですけれども、そのように思っていましたので。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。今、二つの案、出していただいていますけれども、それ以外のご意見か、どちらか。 嶋田委員。

嶋田委員 単純に、建設常任委員会でいいのではないかなと、私もそのように思います。

委員長 それでは、あと、3名の方。 齋藤委員。

齋藤委員 私も建設常任委員会でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 建設常任委員会でよいのかと。

委員長 小城委員。

小城委員 僕も、建設常任委員会でいいと思います。

委員長 それでは、建設常任委員会でよいのではないかと言うご意見が多いと思いますので、それで確認させてもらってよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、建設水道常任委員会の改称案については、建設常任委員会とし、各常任委員会の所管(案)について確認し、各常任委員会の継続調査事件については、担当常任委員会で審議をいただくということで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、新しい建設水道常任委員会名称は、建設常任委員会と決定し、各常任委員会の所管（案）について確認し、各常任委員会の継続調査事件については、担当常任委員会でそれぞれ、ご審議いただくことを確認しておきます。

委員長 理事者のほうから他に何か報告等はございますか。

総務部長 ございません。

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。お疲れさまでした。  
暫時休憩します。

（ 午前9時14分 休憩 ）  
（ 午前9時15分 再開 ）

委員長 再開します。  
次に、（４）今年度の検討事項についてを議題とします。  
①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。  
前回の委員会では、会議規則の改正について、資料にもとづき、事務局より説明を受け、委員各自が資料を持ち帰り、内容を確認するというところで終わっておりました。  
それでは、会議規則の改正について委員皆様のご意見をお聞きします。  
嶋田委員。

嶋田委員 前回、配布していただいた資料で、ちょっとお聞きしたいことがあります。まず、細かいことで、1枚目の第9条。新では、認める場合はとなっている。旧では、認める時はとなっている。別にどっちでもいいのですけれども、なぜ、このように違うのか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局 時と場合の使いわけについてのご質問かと思えます。時と場合も、同じ、仮定的な条件を示す場合に用いられることとなりますが、場合はすでに規定された事項も引用するものや、包括的な条件を示す場合に用いるとされております。使いわけにつきまして、明確な基準は特にはないとは思いますが、例規では場合と時を重ねて用いる場合は、大きな条件を場合で示し、小さな条件を時で示されることから、標準会議規則でそのように用いられているのかなということ考えております。以上でございます。

嶋田委員 それとね、2枚目の新のほうですねんけども、アラビア数字、第何条ですね、アラビア数字と漢数字にわけておられると、どういう意味があるのかと。

議会事務局 申し訳ございません。標準会議規則におきまして、来ていたものが、漢数字で書かれておりまして、本来、斑鳩町ではアラビア数字を用いておりますので、こちらにつきましては、混同しておりましたが、最終的には、アラビア数字に統一した形で訂正させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

嶋田委員 続いて、2枚目の第103条、議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は、携帯してはならないとなっています。旧では、かき、写真機および録音機の類を着用しとなっている、これ、写真機および録音機が省略されていますね、これ、備考のどこ読むと、解禁されたものではないということになっていますんで、やっぱり入れておいたらどうかと、このように思います。

議 長 この件について、局長のほうから何かありますか。 福田議会事務局長。

議会事務局 さきほど言っていました、録音機ですね、撮影の関係なんですけれども、今回、この携帯品のなかで、第2項については略ということ記載さ

せていただいておりますけれども、ここに書かれておりましたのが、携帯電話、パソコンその他音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じるものとする。ということで、第2項で書かれております。もし、嶋田委員のおっしゃるようなかたちで記載する場合につきましては、仮になんですけれども、例えば、第3項をつくって、そのなかで、写真および録音機能を有する機器を携行する場合であっても、写真、映画等を、又は録音してはならない、ただし、議長の許可を得た時はこの限りではないと、こちらの表現につきましては、傍聴規則の中で、第9条で、傍聴規則では、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではないということで、この傍聴規則の表現を使って入れた場合は、第3項で、整理できるのかなと考えております。以上でございます。

嶋田委員 事務的なことはおまかせするけれども、やっぱり、解禁するものではないとなっているねんから、明確にある程度しとかなあかんと、そういう思いで今、発言させてもらいました。

それと、3枚目の備考の第6項で、これちょっと意味分からないんですけども、説明してもらえます。オンラインによる通知で、対面による本人確認うんぬんのところです。

議会事務局長 資料のなかで、第130条の2の、第6項の規定のところのご質問かと思っております。第6項の備考欄にさきほどおっしゃっていただいたように、オンラインによる通知で、対面による本人確認、原本確認の必要がある場合、また、オンラインで通知することが困難又は著しく不適当な場合は、部分的なオンラインを認めることを定めるものであるということで、備考で書かさせていただいております。続けて、具体的にどの部分をオンライン化で行うかについては、議長が定めるものとするということで、記載させていただいております。

こちらの第130条の2の規定につきましては、議会からの通知であったり、議会への通知については、基本的には全てオンラインでできることを定める規定となっております。そして、通知をするものの、対面による本人確

認や、原本確認の必要がある場合は、こうした取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的にオンラインを認めるということを定めた規定という考え方かなと考えております。

そして、その具体的にどういうところかというところがなかなか難しいところなんですけれども、例えば、本人確認や原本確認が必要となる例につきましては、議員辞職、辞表ですね、辞表については、本人から出されたかどうか、本人確認であったり、原本かどうかという確認が必要になってくるのかなと思います。また、著しく困難又は、著しく不適當な場合ということなんですけれども、オンラインですることが、どういうことができないかというところにつきましては、例えば、議員資格の関係で、失職かどうか、議員資格があるかどうかという、決定を求める場合、それを求めておられる議員さんは、要求書と証拠書類を提出しなければならないというふうに、規定されております。そういった証拠書類を提出する場合については、なかなかオンラインでしにくいとかという部分もあるので、そういう場合は、オンラインをのぞいたことで、一部、オンライン以外の方法でもできると、ということで、規定されているのかなというふうに考えております。以上でございます。

嶋田委員　　またもう一度よく読んで、分からないところは個人的に局長にお聞きします。私のほうは以上です。

委員長　　さきほどの写真機、録音機のくだりのところについては、局長のほうから回答させてもらったようなかたちで整理させてもらってもよろしいでしょうか。

嶋田委員　　はい。

委員長　　ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、この件については、ただいま確認させていただいたとおりにさせていただきます。

次に、本日、資料2を配布しておりますので、こちらについて事務局の方から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（素案）について、説明させていただきます。資料2の末尾の要旨をもって説明させていただきますのでご覧ください。

この改正案につきましては、前回の委員会でご説明いたしました会議規則の改正案のうち、オンライン化以外の改正規定を抜粋したものであります。

このことから、前回の標準会議規則ベースで作成したもののうち、オンライン化に関するものについては、改正理由として、地方自治法の改正によるものでございましたので、今回の改正の理由から地方自治法の改正関係の文言を削除しております。

この規則の改正理由といたしましては、スマートフォンの普及など、社会情勢に合わせて持ち込みできる携帯品を届出制にするとともに、会議中でない場合に会議時間を変更することができることを明示するため、本規則において所要の改正を行うものであります。

要旨の1. 改正内容についてご説明いたします。（1）「緊急時等における会議時間の変更等」についてであります。改正前の規定では、開議前に時間を変更できると解釈しにくいことから、第2項では会議中は議長の宣言により変更できること、第3項では緊急時等の場合は会議時間外の時間でも会議の時間を変更できるように規定を整備するものであります。

次に（2）「持ち込みできる携帯品の変更等、用語の改正」についてであります。この改正については、法令の標記に用語を合わせるとともに、持ち込みできる携帯品を社会情勢に合わせ、議長の許可制から届出制に変更するものであります。現行の規定では、写真機及び録音機の類を携帯してはならないとしており、議長の許可を得たときはこの限りでないとしておりますが、スマートフォンに写真機や録音の機能があり、かなり普及していることから社会情勢にあわせ削除するものであります。ただし、撮影・録音を解禁するものでなく、会議中の私的利用を認めるものではございません。

2. 施行期日については、標準委員会条例の改正と合わせて改正したいと考えておりますが、本日内容をご確認いただき、再度内容を精査した上で、2月の当委員会で改正案についてご審議いただき、3月議会に上程し、令和7年4月1日に施行するスケジュールで改正を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（素案）について、の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長            それでは、資料2の内容も含めて、質疑・ご意見をお受けいたします。  
                         嶋田委員。

嶋田委員            これ、改正内容、前々回のあれにあったのと違うんですか。

委員長            福田議会事務局長。

議会事務局長      前回の時にですね、さきほどご質問いただいた改正案として、説明させていただいた部分のなかで、オンラインはなかなかすぐにするのが難しいので、その分、オンラインを除いて、現に今の状況で改正できるものだけを抜粋して審議していただくという趣旨でまとめさせていただいたもので、その結果、要旨の理由が変わったということでございます。以上でございます。

委員長            ほかにございませんか。

                         ( な し )

委員長            それでは、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正については、さきほど局長から説明があったように、2月の委員会で素案について確認いただき、3月議会で上程、可決という流れで、進めていきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、その段取り、進め方について確認いたしまして、この件については終わります。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてです。

さきほど、追加日程のところ、視察計画の確認をしましたが、先進地視察の時間等の内容について、事務局より説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務局長 先進地視察について、ご説明させていただきます。さきほど、追加日程のところに入れております、視察計画書をごらんいただきたいと思います。

視察日程につきましては、まず1月22日(水)ですが、役場を午前9時に出発し、9時30分から10時30分までの間で王寺町議会、その後30分で移動し、11時から12時の間で河合町議会の視察を行い、斑鳩町へ戻る予定の案としております。

また、翌日、1月23日(木)につきましても、午前9時に斑鳩町役場を出発し、9時30分から10時30分の間で広陵町議会、その後30分で移動し、11時から12時の間で、三宅町議会の視察を行い、斑鳩町役場へ戻る予定としております。

当日は、公用車2台で移動したいと思っておりますので、午前9時に役場東側出入口にお集まりいただきたいと思いますと考えております。

以上、簡単ではございますが、先進地視察にかかる計画書の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 事務局から説明がありましたが、委員より質疑・ご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長 それでは、動画配信にかかる先進地視察について、よろしくお願いいたします。

②議会の動画配信に関する調査・研究については、視察日程について確認し、以上で終わっておきます。

委員長

次に（５）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題とします。

本改正については、令和６年１２月４日付で奈良県町村議会議長会より通知があり、本日資料３としてお配りしています。

このことについて、議会事務局より説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について、ご説明いたします。

お手元の資料３をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、県議長会から昨日通知があったもので、その通知文と資料を添付しております。

この改正につきましては、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が公布、施行されたことに伴い、本町議会の規程の改正が必要となります。内容については、まだ精査できておりませんが、法令改正に伴う文言や表現の改正であり、特に大きな影響があるものではないと考えております。改正内容につきましては改めて精査し、次回以降の当委員会で改正案を作成したものをご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりました。この資料につきましても、かなり量があるものですので、また目を通していただいて、次回以降の委員会で検討していきたいというふうに思いますが、本日、何かお聞きになりたいこと等がありましたら、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、本規程の改正については、次回以降の委員会で、事務局で作成した改正案について、協議していきたいと思いますので、その点についてよろしく願いいたします。

それでは、そのように確認させていただきまして、この件については終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員からご意見等があれば、お受けいたします。

他にございませんか。

( な し )

委員長 議長から、ございませんか。

( な し )

委員長 事務局から、ございませんか。 福田議会事務局長。

議会事務 事務局から1点、ご相談がございます。

局長 先日、新聞等で報道がございましたが、大和郡山市や鳥取県の北栄町で、インフルエンサーが議会棟に無断で侵入し、正副議長室や議場などに立ち入り、撮影を行い、その映像をSNSに投稿されるといった事案が発生しております。

当議会といたしましても、無断侵入による撮影を防止する対策として、今後は、議会等の予定がない日については、ロビーと廊下のガラス扉については、常時閉めることとし、ガラス扉の前に「議会に御用のある方は、事務局へお声がけください」といった案内標示を行い、誰かが無断で議員控室等に侵入してきた際には、事務局が気づきやすいようにするとともに、無断侵入かどうかの判別をつきやすいように対策を講じていきたいと考えておりま

す。

このことにつきまして、ご協議いただきたいと思いますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 事務局から、ただいま侵入者対策について提案がありました。この点について、委員より質疑・ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 今、事務局長がおっしゃった対策、まだ、具体的にどうこうということ、具体的な案は出てない、それとも、おっしゃったようにしたいと、いうことですか。

委員長 そうですね、今、局長のほうから、とりあえずあそこのロビーのところのガラスを閉めると、その前に札を立てるなどして、勝手に侵入しないでくださいねという意味で、ご用がある方は事務局のほうに、あそこちょっと、窓、小さいスライドで開けて、声かけれますので、あそこから、声かけていただくといったかたちをとって、一定の対策をとろうという提案かなと思います。

嶋田委員 事務局が管理しやすいように、やっていただいたらいいんじゃないかなと思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 いつから。もう、すぐに。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 本日、ご了承いただけましたら、その案内標示をどうするのかを、検討させていただいて、出来次第、そういった対策のほうをさせていただきたいかなと考えております。以上でございます。

委員長 対応については、できるだけ早くからのほうがいいと思いますので、また、この件については、議長のほうからのご報告いただけますでしょうか、全員協議会のほうで。 中川議長。

議 長 はい、分かりました。

委員長 ほかに、ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前 9時40分 閉会 )